

阿南市要綱第 15 号

「ゼロカーボンあなん」ロゴマーク使用取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「ゼロカーボンあなん」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、ロゴマークとは、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）、市域一丸となって目指すためのシンボルとして、阿南市（以下「市」という。）が定めたゼロカーボンあなんの基本デザインのことをいう。

（ロゴマークのデザイン等）

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別図 1 の基本形とする。ただし、市長が特に認める場合は、ロゴタイプがローマ字のものを使用することができる。

2 ロゴマークの色は、別図 2 のカラーとする。ただし、市長が特に認める場合は、モノクロで表示することができる。

（権利の帰属）

第 4 条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

（使用の目的）

第 5 条 ロゴマークは、ゼロカーボンシティの実現を目指す市民等の機運醸成を図り、ゼロカーボンシティの実現に資する取組を象徴的かつ分かりやすく市内外に P R することを目的とする。

（使用承認申請）

第 6 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめゼロカーボンあなんロゴマーク使用

承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長が使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 市議会議員又は市職員の名刺、名札等に使用する場合
- (4) 市が主催又は共催する事業において使用する場合
- (5) 市が協賛又は後援する事業で、その使用が適当であると認められる場合
- (6) 国又は他の地方公共団体が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- (7) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めた場合

（使用承認）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第 5 条に規定する使用目的に適合すると認めたときは、使用を承認するものとし、ゼロカーボンあなんロゴマーク使用承認通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知する。ただし、使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、ゼロカーボンあなんロゴマーク使用不承認通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知する。

- (1) 法令等に違反する場合又はそのおそれがある場合
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがある場合
- (4) 政治性又は宗教性を有する場合

- (5) 社会問題についての主義主張に係る場合
- (6) 市の信用及び品位を害するおそれがある場合
- (7) 青少年の健全な育成の観点から適正でない場合
- (8) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (9) 申請者が阿南市暴力団排除条例（平成24年阿南市条例第7号）第2条第1号又は第3号に規定する者に該当する場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用上適当でないと市長が認める場合
（経費等の負担）

第8条 市長は、使用者がロゴマークの使用に関して負担した一切の費用を負担しない。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条 ロゴマークの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク使用マニュアルを遵守すること。
- (2) ロゴマークの一部を使用する、縦横比率を変更するなど、著作者人格権を侵害しないこと。二次的著作物を制作する場合においても同様とする。
- (3) ロゴマークを商品名の全部及び一部として使用してはならないこと。
- (4) ロゴマークの使用の前に、当該使用に係る物件の完成見本又は完成した状態を確認できる写真等を市長に提出すること。

（承認内容の変更）

第11条 使用者は、ロゴマークの使用について承認を受けた内容を変更しようとするときは、ゼロカーボンあなんロゴマ

ーク使用承認内容変更申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- ２ 市長は、前項に規定する申請について適当と認めたときは、ゼロカーボンあなんロゴマーク使用承認内容変更承認通知書（様式第５号）により、適当でないと認めたときはゼロカーボンあなんロゴマーク使用承認内容変更不承認通知書（様式第６号）により使用者に通知するものとする。

（承認の取消し）

- 第１２条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取消しを決定したときは、ゼロカーボンあなんロゴマーク使用承認取消通知書（様式第７号）により、使用者に通知するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第７条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第１０条各号のいずれかを遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により承認を受けたことが判明したとき。

- ２ 市長は、承認を取り消した者に対し、ロゴマークの使用に係る物件の回収等を求めることができるものとする。

- ３ 市長は、承認の取消しに伴って生じた使用者の損害について、賠償する責任を負わない。

（使用状況の調査等）

- 第１３条 市長は、ロゴマークの使用状況等について調査し、又は使用者に報告させることができるものとする。

（使用に起因する問題）

- 第１４条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

（責任の所在）

第 15 条 市長は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、生じた損害を市に賠償しなければならない。

(管理)

第 16 条 ロゴマークの管理は、企画部企画政策課ゼロカーボン推進室において行う。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

別図 1（第 3 条関係）



基本形（かなタイプ）



ローマ字タイプ

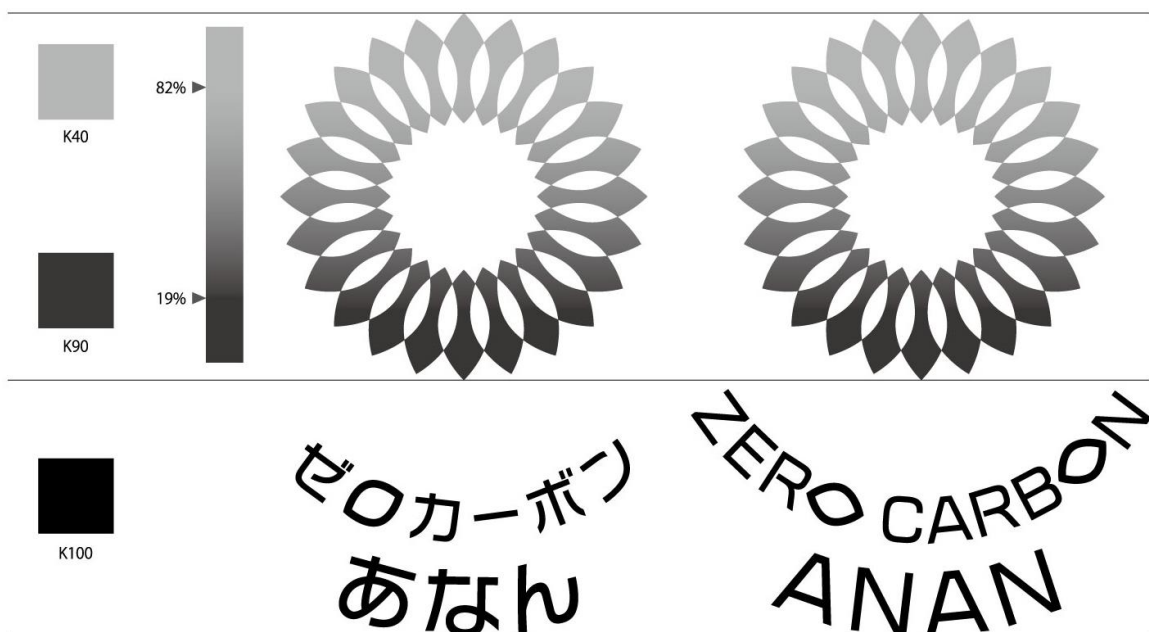
※市長が特に認める場合のみ使用
することができる。

別図 2（第 3 条関係）

1 ロゴマークの色は、次のとおりとする。



2 モノクロで表示する場合の色は、次のとおりとする。



3 モノクロ（反転）で表示する場合の色は、次のとおりとする。

